

第6回 新水道ビジョン推進協議会 議事録

開催日時：平成29年3月14日（火）2：57～4：48

開催場所：日本水道協会 7階第1会議室

出席者：滝沢教授（議長）、青木部長、秋葉統括研究官、安藤専務理事、江郷専務理事、小笠原技術アドバイザー、岡部上級アドバイザー、奥村会長、粕谷専務理事、北事務局長、久保課長補佐、倉吉課長補佐、玉野井部長、仁井専務理事、原理事、水谷代表理事、松田水道計画指導室長、吉田理事長、宮崎課長、與三本運営委員長、若松事務局長（50音順）

○ 久保課長補佐

では定刻となりましたので、これより第6回の新水道ビジョン推進協議会を開催したいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

ごらんとおりで、水道課長の宮崎ですが、本日、都合により少しおくれて出席という予定になっておりまして、代わって水道計画指導室長の松田よりはじめにご挨拶申し上げます。

○ 松田水道計画指導室長

それでは、開会のご挨拶をさせていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、第6回の新水道ビジョン推進協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

新水道ビジョンを平成25年3月に策定してから4年が経過してございます。この間、5回にわたる協議会の意見交換、それから、各地での地域懇談会を開催しております。水道に関係する多くの皆様との連携を図って、協力をいただきながら、新水道ビジョンに基づく各種施策について推進してきたところでございます。

そういった中で、水道事業、水道施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入減少、職員数の減少、さらには指定給水装置工事業業者では所在確認がとれないとか、幾つかの問題もある、そういう課題の解決というためには、まだまだ取り組むべきことがあるということでございます。

そういった状況をみますと、今後、水道の事業経営がますます厳しい状況になってくるということだと思います。そのため、厚生労働省では、水道の基盤強化に向けて制度的対応としまして、この1年間、滝沢先生を座長に迎えまして、厚生科学審議会の生活環境水道部会に設置されました水道事業の維持・向上に関する専門委員会において議論を進めまして、専門委員会報告書を取りまとめました。昨年11月でございます。

まさに今月の7日に、その報告書を踏まえて水道法の一部を改正する法律案を国会に提出したというところでございます。皆様のお手元に先ほど配付させていただいたところと思います。

詳細については後ほど担当から説明するということとなりますけれども、この改正法案、関係者それぞれの責務をまず明確化する、水道の基盤強化をテーマということでございます。その明確化しつつ、水道施設の適切な資産管理、それから、広域連携の推進と官民連携の推進というところを進めるということが盛り込まれてございます。

さらに指定給水装置事業者の指定を更新制とするということも盛り込んだものでございます。この改正が水道の基盤強化を図っていくための第一歩になればと考えてございます。

本日は、まず厚生労働省のほうから、新水道ビジョンの推進のためのロードマップがございしますが、これに基づく各種方策の推進状況、それから、新水道ビジョン推進のための地域懇談会の状況について報告をさせていただきます、そのあとで各団体の皆様から各種方策の推進状況の報告を行っていただきたいと思っております。

それでは、早速ですが、本日はよろしく願いいたします。

○ 久保課長補佐

本日の協議会の参画メンバーとしております水道課を含め、すべての団体の方からご出席いただいております。ありがとうございます。

では会議に入ります前に配付資料のご確認をお願いいたします。

本日、配付いたしました資料は、式次第をおめぐりいただきまして、添付1ということで本協議会の出席者の名簿、それから、座席表がついております。その次が資料1-1ということで国の発表の資料、その次、資料1-2で新水道ビジョン推進のための地域懇談会の結果報告の資料でございます。その次、資料2として分厚いホッチキス止めのものになりますが、各団体における取り組みの進捗状況、このあとは参考資料が1から5となりまして、1番が協議会の開催要領、2番がロードマップ、3番が地域懇談会の概要の参考資料でございます。参考資料4が昨年になりますが、28年3月の第5回の協議会の議事録、最後に参考の5として水道関係の予算案についてという資料構成にしております。

これらと別に、各団体ごと一部ずつという形に今のところしておりますが、先ほど水道法改正法案の白表紙をお配りしたところでございます。これ以上必要ということであれば、また後日、厚生労働省のほうにお申しつけいただければと思います。

それでは、議事の進行を滝沢先生をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○ 滝沢議長

皆様、よろしく願いいたします。

本日は、議事が3題ございまして、(1) 国における取組の進捗状況について、(2) 各団体からの取組の進捗状況について、及び(3) その他となっております。議事進行にご協力をいただければと思います。

それでは、まずはじめに、議事の(1) 国における取組の進捗状況についてご説明をお願いいたします。

○ 久保課長補佐

それでは、資料1-1と1-2についてご説明したいと思います。

1-1が、まさにこのビジョンをどう推進してきたかというお話になりまして、ロードマップに従ってといたいところですが、資料の構成としては必ずしもロードマップの各事項に一対一対応という形にはしておりませんが、はじめのほうで、これまでもこの協議会でフォローアップをしてきた各取り組み事項について最新の状況がどんなふうになっているのかということをお示しております。

まずはじめは、これもいろんなところでごらんになっている資料かと思いますが、人口減少ということで、最新資料というわけではございませんけれども、約40年後には有収水量がピーク時、2000年ごろと比べると4割も減ってしまう。100年後には7割も減ってしまうということで、今後、給水収入が減る見込みであるということを示しております。

1枚めくっていただきまして、上の絵は省略しますが、下の絵、管路の老朽化の現状と

課題でございます。最新の状況を平成27年度のデータがとれてきておりますが、状況は決して芳しくはなくて、管路の更新率は最新でも0.74%、決して上向いてはきていないという状況です。その結果として管路の経年化率もどんどんふえてきておりまして、27年度で13.6%まで進行してしまっているという状況にあります。

次のページへいきまして耐震化でございます。耐震化は基幹管路、浄水施設、配水池とも過去3年のデータを出しておりますが、少しずつ耐震化は進んできていて、基幹管路で27年度37.2%というような状況になっております。少しずつポイント数は上がってきているとはいえ、全体としてはまだまだ満足の数値ではないという状況かと思えます。

続きまして下のスライドで重要給水施設への水道管の耐震化状況でございます。

右側のオレンジのグラフの上と下にキャプションがついておりますが、重要給水施設へ行く管路の耐震適合率というのは今42.6%ということで、下のキャプションになります。基幹管路全体の耐震適合率の37.2%よりは5.4%ほど高い数字ではありますが、こんな感じだということ。それから、給水人口規模別でみますと、やはりといいますか、給水人口が大きいところのほうが重要給水施設への耐震適合率は高くなるという傾向が引き続きみられております。

次のページ、引き続き耐震化のお話が続きますが、耐震化計画の策定状況について27年度の調査結果をお示ししております。基幹管路、それから、施設ともに同じような状況でありまして、中小の、この絵でいいますと一番上の5万人未満となりますが、こういった事業体を中心に計画策定率は決して高くないという状況が続いています。

そんな中で、管路の老朽化対策にせよ、耐震化の対策にせよ、施設の資産管理というのをしっかりやらしてもらわなければいけないわけですが、その下の円グラフが3つ並んでいるもので、これは法改正のための専門委員会の中で調査を行ったものでございますが、まずそもそも自分の各事業者のもっている施設の資産がどこに何があるのかというようなものについて、台帳なりできちんと整理をしているのかどうかというのについて調べた結果でございます。

昨年12月時点の調査結果としまして、真ん中の円グラフをごらんいただくとわかると思いますが、上水道事業においては、施設データを整理していますというのが大体全体の74%、4分の3ぐらいです。簡易水道になりますともうちょっとよくなって半分強、56%ぐらいという状況でありました。

次のページへまいりまして、今度は施設の平素、あるいは定期的な点検の状況であります。これも昨年の専門委員会でお示した資料になりますが、円グラフをごらんのとおりの感じでした。日常点検について、管路とかコンクリ構造物で40%、60%程度、電気系につきましてはもうちょっと高く90%近いというような感じです。定期点検につきましては、全体に数字が下がりますが、特にコンクリ構造物で9%程度、数字としてとにかく低い数字になっているという状況であります。

そんな中で、とにかくアセットマネジメントというのをやらしてもらわないといけないということになります。その最新の実施状況が10ページ目のスライドになります。

下から2行目、平成27年度の数字で紺色のハッチがかかっているところになります。一番右端、合計欄で67.5%ということで、全事業者のうちの7割弱ぐらいがアセットマネジメント、すなわち更新需要と財政収支の見通しの試算に着手しているという状況であります。これもいろんなところでお話していることですが、試算を行っても、その結果がさまざまな形の例えば事業計画なんかには反映されているかというところはまだだという状況が引き続き続いております。

次のページへまいりまして水道事業の職員数、これは古いデータになってしまっていますが、

ピークの1980年ごろに比べると今では人口が3割ぐらい減っていますという状況、水道事業の規模別で見ますと、やはり小規模の事業者で職員の数も少なく1けたぐらいになっているという状況であります。

お金の面につきましてその下のスライドになります。キャプションのほうをごらんいただければと思いますが、全体約1300の事業者のうち、半分強ぐらいが料金回収率100%を下回っているという状況であったり、ほぼすべての事業者の規模で累積欠損金が発生しているという状況がみられています。

こんな中で、とにかく水道の事業の基盤強化が必要という状況がいろいろみえてくると思いますが、基盤強化をするために、もちろん個々の事業者単位で基盤強化してもらってもいいわけですが、なかなか特に中小規模の事業者では難しいだろうということもありまして、これまでも水道事業の広域化というのを進めてほしいということをお願いしてまいりました。

それで13ページ目のスライドになります。こちらは情報が今となっては古いのですが、27年12月現在の調査結果としまして、全国のうち22の道府県で広域化に向けた検討の動きがあるという状況でありました。

これにつきましては、次の14ページ目のスライドになりますが、なかなか広域化が進まない要因ということで、アンケート結果として赤字で書いておりますが、事業者自身がなかなか広域化の検討の契機をとらえられないということで、推進役として都道府県に積極的に関与してほしいというような意見がみられております。

今回、スライドではお示ししておりませんが、一昨年に、これまた滝沢先生に座長をお願いして「水道事業基盤強化方策検討会」というのをやりました。その中間まとめを踏まえて、昨年28年2月、3月ごろに、総務省さんと我々厚労省の両方から、連名ではなくて別々の通知になるのですが、都道府県において管下の市町村を集めて、広域化の検討をするような検討体制をつくってくださいという通知を出しているところでございます。

その結果として、これまた総務省の調査結果ですが、去年の8月段階で、今年度中に何とかそういう検討体制をつくり出すというような回答をしてきた都道府県が46個ということで、残り1個は東京都で、ここは既に広域化済みだということになるらしいのですが、大分広域化に向けた検討の動きは動いてきているのかなという状況であります。

次のページへまいりまして、もう1つの基盤強化の方策として官民連携であります。これも専門委員会などでお示した資料ですので詳細を省きますが、さまざまな官民連携の形態がある中で、一番下を書いてあるコンセッション方式というのは、我が国ではまだ実施例がありませんねという状況であります。

最後、指定給水装置工事事業者の関係につきまして、25年度末で、若干古いアンケート結果にはなりますが、不明工事事業者がいるとか、指定店において違反行為があるとか、利用者からの苦情がいろいろ寄せられているとかというようなさまざまな問題があるなという問題が当時みられておりました。

こういったことを踏まえまして、17ページ目からになりますが、冒頭、松田室長からもお話のあったとおりで、昨年、水道事業の維持・向上に関する専門委員会というのを厚生科学審議会の中に設置しまして、そこで制度的な課題等々について議論をしてまいりました。その結果を踏まえまして18ページ目から先のスライドになりますが、水道法の一部を改正するというので法案を作成しまして、先週になるかと思いますが、3月7日に閣議決定をして国会に提出という形になりました。以降、法案の中身についてご説明します。

1ページはねていただいて19ページ目からごらんいただければと思います。

まず関係者の責務の明確化、それから、広域連携の推進ということであります。現状、課題は今までお話してきたような感じですが、ポイントとして3つ目、とにかく今、1388ある上水道事業のうち、給水人口5万人未満のものが1000近くあるという状況でありまして、こういったところが今後、水道事業基盤強化をしていくためには経営面でスケールメリットが出ますという形の広域連携をするということが有効であろうと考えられます。

そして広域連携の一層の推進を図るためには、先ほどのアンケート結果でもお話ししましたが、都道府県にその推進役として一定の役割が期待されている。そういう状況を踏まえまして水道法の改正案になりますが、まずそもそも法律の目的規定というところで、この法律、昭和32年の法律で、当時まだ普及がこれからというときに、どんどんこれから計画的に整備していくのだということが目的として強く打ち出されておったわけですが、普及率がほぼ100%になった現在としましては、いかにそれを持続的なものにしていくか、そのためにどうやって水道の基盤を強化していくのかということが主たる目的だろうということで目的規定をこのように変更するということをしております。

その上で関係者の責務ということで、とにかく水道の基盤の強化について責務があるよということを規定し、特に都道府県を特出しで広域的な連携の推進役という形で責務を設定しております。

具体的にその広域連携をどう進めていくかというのが3つ目の○から先になりますが、まず1つ、国は水道の基盤を強化するための基本方針を定めなさいということを規定しました。その上で都道府県は基本方針を踏まえて、県内の水道事業について基盤強化をどう進めるかというための水道基盤強化計画を定めることができるというふうにし、一番下の○になりますが、特にその中でも広域連携の議論をするために、関係する水道事業者、市町村を集めて、構成員として協議会を設置できるという規定を設けることにしております。

それから、20ページ目のスライド2. になります。資産管理の推進ということで、アセットマネジメント等々をしっかりやらなければいけないということでもあります。

法改正の内容としましては、改正案に3つ書いてあるとおりでありまして、まず1つが点検を含めて施設の維持・修繕を行いなさいということ、これを水道事業者に義務づけるという形にしております。

それから、併せて水道施設の台帳を整備すること、これを義務づけとしております。この辺は施設産業においてはあって当たり前で、今まで規定がなかったのがある意味不思議なぐらいという感じですが、改めて明文化、義務づけをするというものであります。

3点目としまして、これがいわゆるアセットマネジメントになりますが、水道事業者は、長期的な観点から施設の計画的な更新に努めなければならない、そのためには、更新に要する費用がいつ、幾らかかるのか、そしてその時点で収支の見通しといたしますか、どれだけ収入があるのかといったことについてちゃんと見通しを計算・作成をして、かつそれを公表するように努めなければならないというようなことを今回、規定しております。

3点目になります。官民連携の推進でございます。官民連携は、15ページ目のスライドでお話したとおりで、さまざまな形の官民連携の形態がありますが、基本的には個別委託にせよ、PFI、第三者委託にせよ、既に制度的には認められたものであって、世の中でも一般的に行われてきているものであると考えております。

他方で、最近出てきた新しい考え方であるコンセッション方式、これについては少なくとも現時点でまだ実例がないということ、それから、21ページ目の現状課題の一番下の○に書いてあるような感じでありまして、現行の水道法のもとでコンセッションをやろうとしますと、基本的にはコンセッションで事業を受ける民間企業の方に水道事業の認可をとってもらうという形になります。そして市町村からは認可がなくなるということになりま

す。そうすると、およそ水道法で求められる義務、責任、そういったものをすべて民間企業がかぶらなければいけないということになりまして、そうすると市町村側からみても、民間事業者にそこまでの責任を負ってもらえるのだろうかというような不安があり、かつ民間からみても、それだけの多くの責任を負えるのだろうかということで、なかなかコンセッションの参画に二の足を踏むようなケースも多いだろうということがありまして、そこから辺を踏まえて今回の改正案で新しい仕組みを提案しております。

改正案の中では、まずコンセッションをやる場合であっても、市町村が水道を営むという原則は変えない。市町村が認可をもった水道事業者であるという位置づけは変えないとしております。その上で、今お話ししたとおりですが、官民連携の選択肢をさらに広げるということはいいだろうということで、とにかく水道事業者としての位置づけを市町村が維持しつつ、運営権を民間に設定できる方式をつくりましょうという形にしております。

その際、誰でもかかれでも手を挙げさえすればコンセッショナーになれるという形ではやはり不安が残りますので、さまざまな規定を設けるということで、3つ目の〇になりますが、地方公共団体は、PFI法に基づいて議会承認等々の手続を経て、こういった形で事業を民間に出していくのかというのを決めるということ、それに加えて水道法のほうで厚労大臣の許可制度を設けるということで、許可の中できちんとした事業が行える形になっているのかどうかをチェックし、そして問題がなければ民間事業者に施設の運営権を設定する、そんな仕組みを今回入れることにしております。

最後4点目として指定給水装置工事事業者制度の改善であります。これについては説明を省きますが、とにかく現状では指定を受けたら未来永劫指定がずっととれたままになるという形で、そういった中で行方不明になっている事業者さんがいたりというような問題が発生しているということでありましたので、指定に更新制度を導入して、基本的には5年間ということになりますが、それで免許の更新をしてくださいという形にしております。

最後、水質関係について簡単にご説明します。水質保全に関しましては水安全計画を導入していきましょうということをお新水道ビジョンのほうですずっといってきております。これまでの取り組みの一番下の・のところをごらんいただければと思いますが、28年3月末時点での水安全計画の策定率でございます。全事業者で15%、これは去年から比べて約2%アップです。上水道事業または用供では27%ということで、これも昨年の22%ぐらいから約5%アップということで、少しずつ伸びてきていますが、ただ、絶対値としてはまだ少し低いレベルかなという状況であります。

その他一番最後のスライドになりますが、水源保全ということで、27年の3月に「浄水処理対応困難物質」というのを設定するというので通知しておりまして、今後、最後のところになりますが、関係省庁とも連携をして、排出者情報の共有をどうやって図っていくことができるのだろうかというあたりについて引き続き検討している、そんな感じであります。

ちょっと時間を押してすみませんが、資料1-2の地域懇談会について簡単にご説明いたします。

昨年は5月に沖縄で第11回を行って、最後10月に中・四国、高松でやってということで合計5回開催しております。

目的等々はこれまでとほとんど変わらないといえば変わらないのですが、1. 目的の3パラ目の特にとるところから先をごらんいただければと思います。

特に、今年度の沖縄から中・四国の5回の地域懇談会については、ちょうど去年の3月に厚労省から通知を出して、水道事業の広域化を都道府県が推進役となって進めてくださいということをお通知していたということもありまして、下から2行目になりますが、今年

度の地域懇談会では、都道府県の水道行政の担当者の方、そういった方には必ず出席してくださいという形で出席を求めまして、通常も幾つかの班に分かれてグループディスカッションをするのですが、そのうちの1つを「都道府県における広域連携の推進について」厚労省の我々と意見交換をしましょう、あるいはどんな取り組みをされているか情報交換しましょう、そういう場にするという形で新しく都道府県と我々でディスカッションみたいな、そういう場を設けてやってまいりました。

1ページはねていただきまして、そこのところだけご説明したいと思いますが、2、3の地域懇談会で得られた主な意見のうち1)です。都道府県の役割についてということで、都道府県の方々と我々でディスカッションした結果について簡単にご報告いたします。

1つ目の・になります。幾つかの都道府県ではもう既に検討会を立ち上げて、まずは個々の事業体に対してヒアリングをしたいというようなご意見があったりしました。

それから、なかなか広域連携を進めてくれといわれても簡単ではないですねという意見がやはりたくさんありまして、2つ目になりますけれども、やはり大規模な事業体ほど広域化にはなかなか消極的だというようなご意見、県内で一体どこの事業体に広域連携の核となってくれと頼んでいいのだろうというようなご意見も結構ありました。

それから、3つ目になります。事業体側でなかなか危機意識がないというか、そもそもアセットマネジメントもできてない、それゆえに自分の事業体がどういう状況にあるのかというのなかなかよくわかってないというようなケースがあったりしまして、そういったところについては県が代わりにアセットマネジメントの検討をやってあげないとなかなか話が進みませんよねというような意見があったりなんていう感じでした。

その他、下から4つ目以降という感じになります。いろいろあったご意見としては、やはりお金の話というのがありまして、今も国の交付金の配分権限が都道府県に下りていきますので、それを使ってうまくリーダーシップを発揮したいというようなご意見もありましたが、さらにはもっとその次のアメ（補助金など）と書いてありますけれども、さらなるお金がほしいという意見。最後の行にもなりますが、やはり予算面での配慮を願いたいというような意見、そんな感じで意見が出ているという状況でありました。

その他2)としては老朽化施設の更新、耐震化。3)広域化。4)でアセットマネジメントの活用とかという感じになります。このあたりは大体例年どおりというようなディスカッションの内容でしたので、この場では割愛させていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○ 滝沢議長

それでは、ただいまご説明をいただきました資料1-1と1-2について、少し時間をとって皆様からご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。どちらの質問でも結構です。

○ 粕谷専務理事

質問しないと盛り上がりがないので。スライドの6番の重要給水施設への耐震化に関してなんですが、これはすごく大事なことだと思うのですが、一方で、重要とされる施設側の耐震化というか、せっかく水道事業体が耐震管を引いても、受ける側でのビルなり、避難所なりといったところでの耐震への備えというのはどうなっているのか、そういう防災部局だとか、病院部局のようなところとの連携というのはどういう状態で図られているのかということをお尋ねしたいのですが、具体的な数字はきっとないと思うのですが、すごく大事なことだと思いますので、そういう連携をぜひ強めていただいて、国の関係部

局間でも連携を各事業体に下ろしていただくとお願ひしたいと思ひます。

○ 久保課長補佐

ほかの施設側の耐震化の状況については、情報を持ち合わせておりませんが、ご指摘は非常にごもつともでありまして、昨年の熊本の地震の経験なんかも踏まえて、そこら辺についてはさらに連携を深めていきたいと思ひます。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。
ほかにご質問ございますか。

○ 秋葉総括研究官

最後の資料のご説明で、2ページ目の地域懇談会で得られた主な意見の都道府県の役割について、そのところで大規模事業体ほど広域連携に消極的であるということでした。よく言われていることですが、大規模事業体が広域連携をするメリットがない、例えば小規模水道事業と連携しても、料金格差とかがあって、統合した場合、大規模事業体の料金を上げなければならない。結局、一番大きな理由というのは何でしょうか。

○ 久保課長補佐

結局今も全国的に施設の老朽化なんかが進んでいて、それに対処しなければいけないということで、どこの事業体も莫大なお金がこれからかかるという状況ですが、その中でもやはりそのお金をどこからとってくるかという料金収入になりますので、特に人口が少ないとか、人口減少が著しいというところになればなるほどなかなか将来の使えるお金というのは不足してくるということで、相対的にみて、大都市と比べるとより中小の事業体のほうがさらに苦しい状況にあるということかと思われまふ。

それについては、全国的にいえる話かどうかわからない部分はありますが、例えば広域連携の話がかなり進んでいる香川県さん、香川県は既に県内1個の水道にまとまろうとしておりますが、ああいったところの試算ですと、県内の事業体がばらばらで存在した場合、それぞれの事業体の料金というのは今後どんどん上げていかないともちませんよという形になるのですが、それが統合されると、料金が上がることは上がるのだけれども、非常にゆるやかな上がりですみまふというような計算を出されて、それでみんな統合しようやという形で話をまとめていらっしやったりという、そういったお話がありましたので、そういったことをこれから全国にもっと広げていかなければいけないかなと考えております。

○ 滝沢議長

よろしいでしょうか。
ほかにご質問ございますか。

特にご質問がなければ、国による説明というのは以上にさせていただきます、もし最後にご質問があればお受けしたいと思ひます。

それでは、議事の2に移りますが、各団体における取組の進捗状況について順次ご説明をいただきたいと思ひます。なお1団体ごとに質疑時間を設けますと、時間の調整がなかなか困難であるということもございまして、発表は前半と後半に分けさせていただきます、まず前半の諸団体の方にご発表をいただいたあと、まとめてご質問を受けまして、そ

のあと後半の団体の方からご説明をいただくという形で進めたいと思います。

ではまず前半のほうですが、トップバッターということで、給水工事技術振興財団の江郷さんからご説明をお願いします。

○ 江郷専務理事

それでは、早速説明させていただきます。

財団のほうでは、早期に取り組む主要な事項ということで、重点的実現として人材確保と育成ということでやっております。

取り組み状況については3ページに書いておりますように、1の給水装置工事主任技術者試験とか、給水装置工事主任技術者に対するeラーニング研修、給水装置工事主任技術者検定の実施、給水装置工事技術指針の発刊、それから、装置全体の事故事例のアンケート調査と分析及びとりまとめ、それを活用した取り組みの検討及びとりまとめということと、過去の震災に関する調査データの調査・分析ということを実現方策ということで考えております。

取り組み項目のこの1年間の状況でございますが、給水装置工事主任技術者試験は毎年やらせていただきますが、この1年間で28年度は1万4459名の方が受験し、4875名の方が合格ということで、9年度からの合格率、最初からでございますが、そのときから13万9000人ということでございます。

それから、主任技術者に対するeラーニング研修については、充実を図る学習のテキストを及び成果の問題について定期的に更新をしていくということを考えております。

それから、技能検定の実施状況について継続してやっておりますけれども、全国23カ所で約1000名の方が受講いただいている。

それから、指針の発刊については、25年4月が初版でございましたけれども、その後見直しをし、引き続きさせていただきます、特に有効な指針ということで受験生に関する期間限定の割引6000円のところを5000円にして割引を実施させていただいております。

この1年間、こういった状況ですが、今後についてはやはり先ほど申しあげました主任技術者試験、eラーニング研修、検定会、指針の改訂等については今後もその予定で引き続きやっていきたいと思っております。

取り組みの3といたしまして、事故事例等のアンケート調査結果の分析のとりまとめをやりました。この1年間行ったアンケート調査で、1つは給水装置の事故に関するアンケート調査結果を作成し、4月25日に報道機関に対して記者説明を実施するとともに、財団の「きゅうすい工事」の技術講座にその全文を掲げたりしております。

平成28年8月には、日水協の徳島県支部からの要望に基づいて講師を派遣して、給水装置の事故事例、水道法に関する給水装置の位置づけと、給水装置の構造、材質基準に係るテーマについて講義等を行っております。

今後の予定といたしましては、アンケート調査等により提供を受けた事故事例をもとに、工事関係者へのレベルアップと人材育成に資する書籍の発行を検討していきたいと思っております。

それから、過去の震災に係る調査データの分析でございますが、この1年間してきたところについては、特に東日本大震災、ことし6年目になっておりますけれども、27年度に作成した被害状況に関わるデータベースをもとに、28年4月に「東日本大震災給水装置被害状況調査報告書」を作成し、委員長に滝沢先生にお願いしてやっております。9月に大震災の被害状況調査報告書をとりまとめたところでございます。

報告書の特徴といたしましては、これまで配水管からの分岐から水道メーカーまでの給

水装置をパイプラインとしてではなく、4つの部位に分けまして、いわゆる分岐の部分、給水管の部分、止水栓部分、メーター部分等に分けて、その被害について各部位か、本体なのか、継ぎ手の部分なのか区分して行ったこととさせていただきます。

10月に報告書の発刊に関して報道陣に対して記者説明を実施するとともに、当財団で有料頒布を行っているところでございます。

今後につきましてですが、28年、昨年4月、熊本地震が起きておりますので、東日本と同様に、やはりこれについても調査をさせていただいて、被害の復旧状況等に関して同じように国庫補助等に関わる給水装置の被害状況の資料の提供を受けながらやっていきたいということとさせていただきます、これらの両方の作業を並行してやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 滝沢議長

どうもありがとうございます。

続きまして、国立保健医療科学院の秋葉先生から報告ください。

○ 秋葉総括研究官

7ページからです。

スライドの2を見ていただければと思います。科学院が今年度取り組んだ項目としましては、水安全計画の導入による水質管理の促進と重要給水施設の配水管の耐震化です。主にこの2項目につきまして報告させていただきます。

まず水安全計画の導入による水質管理の促進です。これは厚労省の科学研究補助金を獲得しまして実施しているものであります。研究目的としましては、先ほど久保補佐さんからご報告がありましたように、水安全計画の策定率が若干上がっているものの、事業者全体で15%でありまして、特に中小規模の事業者の策定が進んでいない状況にあります。中小規模の事業者に対して策定を支援する情報や知見を提供するというを目的としております。次のページで示したとおり、水安全計画を策定している事業者から水安全計画を収集しまして、優先度の高い危害因子事象と危害因子の抽出、その監視方法や管理基準について整理しまして、最終的には本年度、対応マニュアルを作成しました。11ページのスライドですが、濁度の異常、残留塩素の異常、クロスコネクションの発生、この3つにつきましてマニュアルをつくりました。これらの対応マニュアルは、科学院で実践している研修やホームページ等を通じて中小規模の事業者へ情報提供したいと思っております。

次に12ページを見ていただければと思います。熊本地震が昨年4月発生し、もうすぐ1年たちます。本研究では、熊本地震で応急給水支援をした事業者、全派遣事業者101事業者ですけれども、そのうちの91の事業者の職員の方を対象としましてアンケート調査を実施しました。今回の報告では重要施設に関してはまだ解析の途中でありますので、持参資機材と応急給水支援上の問題点についてお話をさせていただきます。

まず12ページの右の図ですけれども、熊本へ応急給水支援をした都道府県と事業者の数がここに示されております。

13ページには、応急給水支援上の問題点が示されております。この図のA、B、Cは、Aが本震後の3日以内、Bが4日から7日、Cが8日以上ということで、応援活動の開始日であります。先ず、持参資機材についてご説明します。図はお示していませんが、3日以内の混乱期で、何を持参すればよかったか、との設問に対しまして、給水車、給水車以外のトラック、照明器具でありました。残留塩素計は全期間を通じて持参すればよかつ

たとの回答が得られております。

次に、応急給水支援上の問題点についてですが、これは図で示しております。本震後3日以内では、交通、滞在、余震の順で非常に問題があったと回答が得られております。

14ページ見ていただきたいと思います。昨年8月に台風10号が襲来しました。各地域の3日間降水量と断水の被害の関連性について検討しております。特に東北と北海道で断水被害が発生しておりまして、棒の赤が濃くなるほど断水戸数が大きくなるということがあります。地図上の黄色が簡易水道、水色が上水道でありまして、3日間の降水量が150mmを基準として、断水戸数が大きくなるのではないかと、そういう傾向が見てとれました。

今後は、断水の原因を考慮に入れ、例えば施設が浸水したのか、または高濁度によるものか、国交省、あるいは研究者が提示した水害のハザードマップとの整合性はどうか、この辺につきまして考察を進めていきたいと考えております。

引き続きまして、重要施設の健康危機管理のあり方についてですが、東日本大震災後に災害医療等のあり方に関する検討会が設置された。その報告書には、災害拠点病院等は備蓄としての貯水槽の重要性について、ふれられております。災害で断水が発生すると、特に透析用水、すなわち透析は水道水を原水とする場合が多く、1回の治療で120から150ℓもの水道水を使用します。今回は、医療施設における透析用水の適正管理につきまして検討をしております。

透析用水の安全性につきましては、透析医学会、あるいはISOと日本臨床工学技士会では、エンドトキシンの活性値を基準値として設定しております。フィールド調査で、3の医療施設、災害拠点の医療施設と、そこへ供給している5つの浄水場につきまして調査を実施しました。今回は1例につきましてご説明いたします。一番下のT病院というのは、CとDの浄水場から供給を受けているわけでありまして、その浄水場の個々のプロセス、病院につきましては、貯水槽へ流入の前とあと、給水栓につきましてエンドトキシン活性値を測定しました。16ページにその結果を示しました。浄水場で遊離としてあるのは、遠心分離を実施してその上澄みのエンドトキシン活性値です。折れ線のほうは遊離のエンドトキシンを比率であらわしております。

高度処理を導入している浄水場はエンドトキシンの値が多少増大しております。それと病院が3つ目の下の図ですが、T病院と書いてあります。貯水槽では増大する傾向にありました。この結果から、浄水プロセスの違いで、エンドトキシン活性値は異なり、また貯水槽等の衛生管理が非常に重要であるというようなことがわかりました。今後は追加調査を実施する予定であります。

続きまして、高齢者施設の断水対策についてですが、ここで、温熱環境書いてありますのは、これは職場の建築衛生分野の研究者と共同に実施したのだからです。特別養護老人ホームにつきましては全数を調査しました。防災訓練、断水の施設のマニュアルを策定しているか、断水を想定した災害応援協定が締結されているか、近隣に災害応急給水設備はありますかということについて設問しました。その結果、応急給水設備がわからないという特別養護老人ホームの担当者が40%でした。

右の図は福祉避難所で、福祉避難所につきましては下に定義が書かれているとおり、高齢者、特に要援護者に対しましてきちんとバリアフリー化など図られているかということでもあります。図の横軸の○、×というのは、都道府県、市町村の避難所として指定されているもの、指定されていないというものであります。特に訓練や協定で、指定の有無で差が認められております。

続きまして高齢者施設の一般的な設問についてですが、災害時で高齢者に対しまして、

特に水の供給について配慮しなければならない点について設問したところ、断水時にはトイレが困難であるとの回答が一番大きな割合を示しました。

以上であります。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。

続きまして水道運営管理協会の與三本様からご説明をお願いいたします。

○ 與三本運営委員長

19ページからでございます。

20ページのところに目次が書いてございまして、水管協の最近の状況、ビジョンの位置づけ、ロードマップの報告、それから、28年度の取り組みの報告をさせていただきます。

21ページ目でございます。水管協、真ん中に会長が藤田先生から飯嶋さんに代わりました、より事業体との連携をとれるようになってきたと思っております。

それから、加入団体では、赤字書きの日本工業用水協会、全国簡易水道協議会に今年度入会させていただき、より関係団体との連携ということ強化していきたいということです。

アスタリスクで書かせていただいているところは、全管連に賛助会員として加入している当協会の会員が5社あります。より水道の連携ということが重要だと思っております。

23ページでございます。ISO55001番、これはアセットマネジメントの国際規格でございます。官民連携、それから水道におけるアセットマネジメントという部分でも、事業体だけではなくて受託者側も、第三者委託、それから、今後予定されているコンセッションにも対応できるようにということで、民間企業でも国際規格に基づいたアセットマネジメントが投入できるようにということで準備をしている会社が多くなっているということです。

24ページ、これは新水道ビジョンの実現のためにということで、民間企業としてどの部分ができるかという部分でございます。特に真ん中、強靱のところ、耐震化については、ハード側としては運転管理という形ではなかなかできませんが、災害支援協定とかソフトの部分で強靱に向かっていきたいと思っております。

25ページ、今年度、28年度の取り組み状況でございます。これはその次からご説明申し上げます。

26ページでは、今年度も水管協は実態調査を行いました。今年度のデータは技術者数で約3400人です。今年度水道統計の平成26年度版が出まして、それでシェアをみますと、26年度で4000人のうち約3000人が水管協の従事者という形になり、それでいくとシェアが74%、大体そのぐらいキープした形でふえているのかなと思っております。

27ページは、平成21年度と26年度の水道事業体様のほうの技術職員の移り代わり、相変わらず55歳以上の方が6000人近くいらっしゃるということで、こういった部分の技術者の確保という部分、また、25歳未満も少ないということで、水管協の従事者も若手をなるべく採用しながら対応できるようにと思っております。

28ページには水道施設管理技士のここ3年間の推移と、水道技術管理者の推移です。ともに従事者数からすると、かなり割合で技術者が多いのがわかると思っております。安心して官民連携が進むように今後も準備は行っていきたいと思っております。

29ページはそれの具体的な数字でございます。

次の30ページは、水道の運転管理においては、水道施設の管理の直接の資格だけではな

くて、それ以外の資格もありますので、技術者集団としてということで全部の調査の数字を載せさせていただいております。

31ページは関係者間の連絡方策ということで、特に今年度も熊本地震、それから、台風10号の北海道、東北の災害、こういったものについて、これから民間委託、官民連携が多くなっていく中で、どういうふうな対応ができるかというのが我々も重要な部分だと理解しております。その中で当然水管協だけではできないということで、日水協様、それから、全管連様、水団連様、それから、センター様らと連携しながら、いろんなツールを使いながら、より密接な連携強化をやっていきたいと思っております。

32ページ目は当協会28年度の取り組みの部分で、一番上のところ、都道府県等との協力ということで、八戸圏域水道企業団様のところに所属されています八戸管工事協会様（全管連会員）、それから、北奥羽広域水道総合サービス様の定期的な勉強会、「水道技術に関する研修会」がございまして、官民連携における技術の継承と育成について講演をさせていただきました。約300名という形で、これはニーズが多かったのは、あとで説明があるかと思いますが、指定工事の定期的な勉強会との位置づけで多くの工事関係の皆様が参加されたということでございます。

それから、連携強化のためにということで、今年度も4カ所、すべての官民連携推進協議会のほうに参加させていただき、うち半分プレゼンをさせていただきました。積極的にグループディスカッションのほうにも参加させていただいて、事業体様の問題にお答えさせていただいております。

それから、33ページにつきましては、海外、国際貢献の部分も含めて研修の状況をご報告させていただいております。

あと34ページ目、人材育成の中で水道施設管理技士の講習会が定期的、制度化されてから翌年にやり始めてはや11回を数えております。約800名近くの方が受講されているということで、今後も継続していきたいと思っております。

水管協からの報告は以上になります。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。

続きまして水道技術研究センターから安藤様のご報告をお願いいたします。

○ 安藤専務理事

水道技術研究センターの安藤でございます。

35ページをごらんください。私どもの水道技術研究センターでは、新水道ビジョン推進のためということで、そこにありますように、主に8つの項目について取り組みを進めております。●が研究等の実施期間で、○がその成果普及の期間というようなこととなります。

まず一番上の水質管理の促進という観点から、高濁度原水への対応の手引きということで、これは厚生労働科学研究費で実施したものでございまして、現在、成果普及を行っております。

以下一番下の8の水道技術セミナー・地域水道講習会等の開催ということで、これは人材の育成というふうな観点からも取り組んでいるものでございます。

以下、各項目につきましては、事務局長、北のほうから説明をさせていただきます。

○ 北事務局長

北でございます。36ページをお願いいたします。

早期に取り組む主要な事項、水質管理の促進ということで2項目を掲げてございまして、その1点目でございます。「高濁度原水への対応の手引き」の作成及び成果普及ということで書いてございます。先ほどちょっとご説明しましたけれども、平成23年度から25年度までの3カ年にわたり、厚生労働科学研究費で「経年化浄水施設における原水水質悪化等への対応に関する研究」というのを実施しております。この研究成果をベースといたしまして、平成26年度に入りまして、主に専門技術者の確保に苦慮する中小規模の水道事業者の方に向けたものというようなことで想定してはいますが、「高濁度原水への対応の手引き」というものを作成いたしました。下のほうに少し書いてございますけれども、この手引きを活用しまして、平成26年度から中小事業者を対象としまして、「浄水処理ワークショップ」というものを開催してございます。平成28年度までの3カ年にわたり11地域で開催してございまして、212人、150事業者から参加をいただいたところでございます。

37ページですが、2つ目、地表水を対象とした紫外線処理の適用に関する研究でございます。これも平成26年度から28年度までの3カ年計画で、厚生労働科学研究費による事業として実施しているものでございます。紫外線処理の地表水への適用につきましては、我が国ではこれまで導入の事例がなく、また、研究報告も少ないという状況でございます。そこで将来的な紫外線処理の地表水への適用拡大に向けて、導入する場合の具体的な設計諸元及び維持管理上の留意事項についてとりまとめを行ったところでございます。平成29年度以降は、この研究成果についての成果普及を行っていくこととしているところでございます。

38ページでございます。水道施設の耐震性評価、耐震化計画の改定ということで2項目掲げてございまして、1項目目、3番ですが、水道耐震化推進プロジェクト会議への参画及び水道耐震化ポータルサイトの構築ということで掲げてございます。平成25年度から平成27年度まで同プロジェクト会議への参画のほか、水道耐震化に関する情報発信の一環としまして、水道耐震化ポータルサイトを構築してございます。平成26年度には、平成23年度からの3カ年で実施した「次世代の水道管路に関する研究」、Pipe Stars プロジェクトと申しておりますが、この研究成果をとりまとめたものをPipe Starsプロジェクトポータルサイト、ここに絵がかいてございますけれども、として構築してございます。現在、このサイトは閉鎖してございますけれども、内容の一部をPRパッケージのサイトにこうして掲載しているところでございます。

39ページでございますが、水道施設の耐震性評価、耐震化計画の改定の2つ目でございます。「浄水施設簡易耐震診断の手引き」の作成及び成果普及でございまして、これも平成23年度から25年度までの3カ年で厚生労働科学研究費による事業、経年化浄水施設における原水水質悪化等への対応に関する研究を実施してございます。この中で耐震化促進を支援するための簡易耐震診断手法の検討を行っておりまして、この研究成果をベースとして平成26年度に「浄水施設簡易耐震診断の手引き」としてとりまとめております。この手引きは、中小規模事業者の利用を念頭に作成したものでございまして、簡易耐震診断の実施手順や耐震化の優先順位づけの手法をまとめるなど使いやすい手引きとなるよう配慮したものとなっております。平成26年度以降、講習会等において研究成果の普及を図っているところでございます。下のほうに実績も書いてございますけれども、平成27年度、28年度の状況はごらんのとおりでございます。

続きまして40ページをお願いいたします。重要給水施設・配水管の耐震化ということで1項目を掲げてございます。重要管路の再構築手法の研究及び成果普及、Rainbows プロジェクトと書いてございますが、この中の研究でございまして。平成26年度から28年度まで

の3カ年計画で実施している事業でございます。基幹管路と重要給水施設管路を重要管路として位置づけまして、将来の不確実性に対応するため、重要管路の再構築に関する課題及び解決策を明らかにしようとするものでございます。基幹管路更新に合わせて冗長化する再構築手法を提案、計画策定のプロセスの手順をとりまとめるとともに、重要管路の再構築に参考となる事例集を作成しているところでございます。今後の1年間、来年度以降になりますけれども、成果の普及活動を行っていく予定としてございます。

41ページでございます。ICTを活用した技術継承の研究及び成果普及ということで、人材確保育成の項目で掲げてございます。平成27年度10月からの3カ年計画となっておりますが、技術環境の進展等に対応しまして、ICTを活用した技術継承や人材育成のツールについて検討するものでございます。水道における技術継承において、課題となる事象の選択、分析、対策等を整理しまして、浄水技術継承支援システムとってございますが、この作成を行うこととしてございます。これについても研究期間終了後の1年間は成果普及に充てることにしてございます。

42ページをお願いします。人材確保・育成の2点目でございます。PIの効果的活用調査の実施及び成果普及でございます。平成23年度から27年度にかけて実施しているものでございまして、水道事業の業務評価等に係る研究としてございます。この研究の成果として平成28年3月に「水道事業ガイドライン」を活用した現状分析ツールというものをとりまとめております。平成28年度にはさらに改良を加えまして、最新データへの更新なども行っているところでございます。このツールは水道事業体みずからで簡単に現状分析を行うことができるというようなものでございまして、CDでの提供を行うなど成果普及活動も行っているところでございます。

43ページをお願いします。人材確保・育成の3番目、水道技術セミナー、地域水道講習会等の開催ということで5点ほど掲げてございます。1点目が膜ろ過浄水施設研修会・紫外線処理設備講習会の開催でございますが、これは技術力向上の支援を目的として行っているものでございまして、右のほうに開催の状況の写真と実績が記載してございます。平成28年度は栃木県足利市と岩手県北上市で実施したところでございます。

2点目の水道技術セミナーは、水道全般に関わる水道技術の知識習得を目的として行っているものでございます。平成28年度は川崎市、尼崎市の2市で実施したところでございます。

3つ目の水道技術講習会、JWRC水道技術講習会ですが、研究成果の普及と活用を目的としてございまして、平成28年度は名古屋市、広島市ほか4カ所での実施となっております。

次の水道講座でございますが、これは若手実務者の抱える課題解決に資するというようなことを目的として行っているものでございまして、平成28年、都内で2回の実施をしてございます。

最後に地域水道講習会でございますが、これは先ほどの水道技術セミナーとは別に、各地域の水道事業体における技術的な課題の解決を目的として行っているものでございます。平成28年度は愛媛県松山市で行ったところでございます。

最後に44ページでございます。その他の実現方策ということで掲げさせていただきました。主な事項として5つ掲げてございますが、1つ目がJ-Stepプロジェクトと申してございますが、ここで取り扱っている事業でございます。水道における省電力ハンドブックのとりまとめ、応急給水に対して新たなコンセプトをもつ浄水処理装置の提案などの研究も行っております。

2つ目の新技術を取り入れた管路管理に関する研究でございますが、これは先ほどもご

紹介しましたがけれども、Rainbows プロジェクトで行っている研究でございます。

3点目、変化に対応した浄水技術の改善及び向上方策に関する研究、これも先ほど出てまいりましたけれども、A-Batons プロジェクトで実施しているものでございます。

それから4点目、小規模水道等における事業経営や施設の再構築等についても検討を行ってございます。

それから、最後になりますけれども、国際展開ということで、水道事業の国際比較、あるいは世界的な水道関係団体ネットワーク、Watershare といっていますけれども、これにおける活動、それから、水道の情報発信等々についても事業を実施しているところでございます。

以上でございます。

○ 滝沢議長

どうもありがとうございます。

続きまして全国簡易水道協議会、若松さんからご報告ください。

○ 若松事務局長

簡水協でございます。早期に取り組む主な事項といたしまして、アセットマネジメントの活用促進、人材確保・育成、各種研修・講演会の実施でございます。

47ページ、水道大学基礎講座、48ページ、水道実務指導者研究集会でございますが、年に1回、参加者は180名程度全国から参加いただきまして講習会を開催しております。講座の主な内容は、水道行政の最近の動向、水道水質管理の現状と課題、これにつきましては、厚生労働省さんと国立保健医療科学院さんにお願し、講演をいただいております。講習会では、水道事業体がこれまでに取り組んだ簡易水道統合問題、アセットマネジメント、水道料金の改訂等の事例紹介を実施いたしております。

また、49ページ3番目のブロック会議ですが、例年、簡水協で4月、5月にブロック会議を開催しておりますが、首長が集まる会議ということで、水道行政の最近の動向や地方財政の動向等について厚生労働省、総務省さんにご講演をいただいております。首長が直接こういう話を聞く場というのは余りなく、水道の現状を知るうえで非常に効果的であろうかと考えております。

また4番目、各都道府県協会においても講習会を開催しており、会員に対してアセットマネジメントの活用などについて講師の派遣を実施したところでございます。

次に50ページでございます。これにつきましては、昨年この場において、簡易水道井戸のQ&A編集と説明をしましたが、参考図書として28年度中に発行する予定でございましたが、編集委員会委員に日本さく井協会さんが入ってございましたが、熊本地震の関係で作成がおくれてしまっておりました。本の内容につきましては、地下水と利用施設、施設の維持管理、維持管理Q&A、A5版の150ページでございます。この5、6月に発行の予定でございます。

以上でございます。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。

若干時間が押しておりますけれども、以上ご発表いただきました5団体につきまして何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、後半のほうに移りたいと思います。

まず全国給水衛生検査協会の奥村様のほうからご発言をお願いします。

○ 奥村会長

全国給水衛生検査協会の奥村でございます。私どもの協会は、厚生労働大臣の登録検査機関の全国組織でございます。水道水質の検査を行ういわゆる20条検査、そして貯水槽水道の検査を行ういわゆる34条検査、2つの機関から成り立っております。協会としては、検査職員の資質を向上させる、また、検査機関としての精度管理を徹底する。この2つの事業を柱に取り組んできているところでございます。

現状では20条の検査機関の加入率が7割強、それから、34条検査機関の加入率が8割強とやや参加をされていない検査機関がふえてきている傾向にありまして、その拡大を進めていかなければいけないと思っております。実は数年前に、登録制度移行に伴い検査機関の数がかなり大きくふえました。新規参入のところがふえた結果、競争が激しくなり、そして大幅な料金が低下をする。そしてその中でいろいろな問題事項も発生をするということで、厚生労働省において信頼性の確保に関する検討会が設けられ、基本的には検査機関が自粛、自戒をする、また、適正な料金の設定をするというようなこと、また、水道事業者のほうでも的確に指導、管理をしていただく、こんな流れで進んでおります。私どもとしても内部的に倫理規範を策定するとともに、適正な料金設定を行うよう指導するとともに、関係者の皆様方のご理解をいただくべくいろいろな事業をやってきております。その1つが①のシンポジウムでございます。各支部単位の開催が一段落いたしまして、今後都道府県単位で、水道事業者を交えて問題意識の共有、連携を図るということで実施をしたと思います。

次のページでございますが、信頼性確保研修会、これは登録にあたって、検査機関の中で信頼性確保部門と検査部門のチェック・アンド・バランスをきちんととるようというご指導をいただいております。そうした職員の研修を毎年行ってきております。また、厚生労働省の指導強化ということで、日常業務確認調査が行われておりますが、その結果を研修会の中で取り入れていただきまして、横展開を図るということで進めております。

次に55ページですが、私ども専門検査機関でございますので、その能力を活かして試験法、検査法の開発をするということで研究会を実施し、新たな検査方法の開発を行っております。既に幾つかご採用いただいております。出てきておる状況でございます。

②は経営問題研究会というのをつくりまして、私ども検査機関の営業政策のあり方、それぞれの検査機関がそれぞれ特色をもった運営ができるような運営のあり方、こういうものを研究して会員に広めていく、こういう努力を続けているところでございます。

56ページにまいります。小規模自家水道対策ということで、貯水槽水道の検査率、これが簡易専用水道で約8割、そして小規模貯水槽水道では3%ということで、まだまだ検査が進んでいない状況であります。検査率の向上を図るという意味から、厚生労働科学研究費をいただきまして、早川先生のもとで研究を続けております。1つは受検率の向上、普及啓発対策の推進ということでございます。また、災害時において応急給水の水源として貯水槽、飲用井戸が活用できないかということでの研究を行っております。そしてこの研究成果をもとに活用方を検討して、自治体の方々などへのマニュアルを策定することになっております。

③はランキング表示制度でございますが、これは私どもの自主事業でございます。設置者、管理者の管理に対するインセンティブを高めるという意味で格付け制度を独自につくりました。そしてこの格付けをすることによって、社会的に優良な貯水槽であるというアピールができるようにいたしまして、転売の際の評価に反映できることができればよい

のではないかと考えております。

これは2つありまして、1つは水道法の基準に従って適正な管理が行われているという意味での貯水槽管理適合施設の認定が1つ、もう1つは水道法に上乘せをいたしまして、防災対策その他、管理者が選任されているとか、更新計画が決まっているとか、点検が容易な構造になっているとか、そういうようなことで11項目の項目を設定いたしまして、これをもとに上乘せの認定、管理優良施設というものの認定を行っております、これをぜひ広めることによって設置者、管理者の理解を高めていきたいと考えてまいっておりますが、現在のところ参加件数がなかなかふえないというのが現状で、大変苦慮をいたしております。

それから、その過程の中で④でございますが、昨年、横浜市との情報交流協定というのがまとまりまして、横浜市は全国に先駆けて貯水槽の法定検査が合格の施設についてプレートで表示をするシステムをつくっておられるのですが、その情報を私どものほうにいただく、私どものほうはランキング表示制度の上乗せ認定が行われた施設の情報を提供するという相互協力の協定を結びまして、横浜市では、これに基づきまして、本年1月から「災害時給水協力貯水槽認定制度」というものスタートさせておられます。この制度は災害時に貯水槽に残っている、基本的に水道水ですが、それを周辺の人々に提供する、あるいは帰宅困難者のために提供する。こういうことで意思表示をされた施設について認定をするということになっております。本年の1月、第1号の認定がありまして、みなとみらいにありますパシフィコ横浜というところが認定をされましたが、1人1日3ℓということをお前提にしますと3万人規模の利用に供することができるということになっておりました、今後こうした施設が広がっていくということが期待をされるわけでございます。また、こうした貯水槽に対する付加価値がつけられることによって、貯水槽の検査率が向上するということを期待しているところでございます

以上でございます。

○ 滝沢議長

ありがとうございました。

それでは日本水道協会から吉田様のご報告をお願いいたします。

○ 吉田理事長

日本水道協会でございます。59ページからご説明いたします。

ご案内のとおり、安全、持続、強靱の3本柱ということで、本協会において行っている取り組みの項目を●で示してございます。各項目について、次ページ以降でご説明しますが、持続の緑色の丸の中に入っている3番目の広域化の推進並びに4番目の人材確保・育成については、強靱の項目にも関連する事項でございます。持続だけに入れてございますが、一応それをお断りしておきます。

はじめに60ページでございます。安全の項目につきましては、水安全計画の策定促進でございます。本協会では、全国のブロックごとに研修会を行っております。この中で「水安全計画策定ガイドライン」を紹介する取り組みを行っております。ちなみに、各地方支部は7つございますが、全体で622名に対して紹介を行ったということが28年度の取り組みでございます。

また、水安全計画に関する技術講習会、これは各地方支部で実施している技術講習会等でございますが、そこからのリクエストがあると講師を派遣するという取り組みも28年度行ってきたところでございます。

(2) の水道G L Pによる水質検査の信頼性確保につきましては、記載のとおり、水道事業体及び登録検査機関の両方を合わせて現在129の認定捜査機関がございまして、初回の認定の機関の、また、1回目、2回目更新の機関の合計でございます。引き続き審査、信頼性確保に向けて水道G L Pを拡大するよう努めていきたいと考えてございます。

次の61ページの強靱の項目、耐震技術の普及促進につきましては、新たな取り組みとしまして、2番目の●に記載しております、本協会ホームページに耐震設計に関する事例集の掲載を行いました。これは平成26年6月に掲載していますが、正会員を対象に、他の事業体が具体的にどのような耐震設計に関する取り組みをしているか、また、その図面等も掲載し、参考にしていただくよう取り組みを行っているところでございます。

次の62ページでございます。同じく強靱の項目に関わることですが、水道事業ガイドラインの活用促進ということで、28年度の新たな取り組みとしまして、記載のとおり、水道事業ガイドラインの活用促進のため、平成27年度版の水道統計の活用、これは今年の8月ごろ発刊予定でございますが、このデータを用いてP Iの自動計算機能をもったC D-R O Mを付属資料として配付するというに向けて現在取り組んでいるところでございます。これができますと、水道統計にはいろいろなデータがございまして、そのデータだけでP Iを計算できるものについては、自分の事業体のP Iが自動計算されるシステムになって、自分の事業がどのような位置づけになるのか判断するための参考にしていただくということでございます。

次の下の63ページでございますが、アセットマネジメントの活用促進につきましては、研修会への職員派遣の取り組みを引き続き行っているところでございます。

それから、(2) の料金制度の最適化につきましては、平成27年2月に「水道料金算定要領」を発刊しております。これの普及を図っているところですが、内容をよりわかりやすく実務レベルでとらえられるようにということで、2行目記載の「料金改定業務の手引き」を今年度中に決定をして、次年度早々発刊するという予定にしております。

次に64ページ、広域化の推進でございます。強靱と持続に関わる項目でございますが、特に3つ目の●プラットフォームのW e b機能を活用した「公公民マッチングスペース」を、本協会ホームページにおいて、平成29年2月より本格的に稼働し、事業体から具体的に、『こういう公公民に関する質問があるのだけれども、どうだろうか』等の質問を掲載いただき、それに対して答えられる事業体が答えていくというようなマッチングスペースとなっております。今後具体的な書き込みが出れば、当機能を活用していただきたいと考えているところでございます。

最後に65ページで人材確保でございます。各種研修会の実施、これは継続的な取り組みとなりますが、先ほどブロック別にさまざまな研修をしているというお話をし、例えば水安全計画のところで話をしましたが、それとは別に、記載していますように、階層別、専門別に23のコース・メニューを設けて水道事業体の職員の育成支援を行っているところでございます。

また、配水管工技能講習会、大口径講習会等により、実際の工事に携わっていただく方の技能者の育成も取り組んでおります。

また、本日もご参加いただいておりますけれども、水道技術研究センター、給水工事技術振興財団、全国簡易水道協議会様と共同で、最後の●に記載の水道施設管理技士制度の運用を行っているところでございます。

日本水道協会からは以上でございます。

○ 滝沢議長

どうもありがとうございます。

続きまして日本水道工業団体連合会から仁井様のご報告をお願いいたします。

○ 仁井専務理事

水団連でございます。シートの66から69までの4枚でございますが、67のところがございますように、うちから委員を派遣して専門委員会の議論に参加したということと、68、69ページでは研修講演会、広報の活動がございますけれど、テーマはいろいろ変わりますし、場所も変わりますけれど、例年どおりでございますので、特にご説明は不要かと思っております。

以上です。

○ 滝沢議長

どうもありがとうございます。

最後になりますけれども、全国管工事協同組合連合会から原様のご報告をお願いいたします。

○ 原理事

全管連の原でございます。お手元の資料の71ページ、人材育成と組織の強化ということで、我々の建設業界全体の課題とも共通しますが、管工事業界においても就業者不足、特に若者の就職と定着が課題になっております。そのためには賃金水準の向上や休日の拡大など技能労働者の処遇改善がまず必要であります。全管連では技術者、技能者に係る資格取得支援を行っております。それでこの業界に定着してもらおうということで進めております。

例えば主任技術者試験の受験準備講習や、給水財団が実施しております配管技能検定会の運営の協力などを行っております。

また、昨年度に引き続き工業高校の先生方との連携や、工業高校在校生に、技能検定を受検するに必要な練習用材料の給付等の支援も実施しております。また、さらに技能五輪、技能グランプリといった技能大会の実施に全面的に協力をし、技能が評価される社会を目指しておるところです。さらに所属員企業の社員が出場する場合は、少額ではありますが、その費用の助成金も出しておるということでございます。

なお、建設業界全体の課題でもある基幹技能者の育成、女性活用についてもさらに取り組んでおります。

続いて危機管理対策に関してです。熊本地震の応急復旧にあたった中で、水道事業体からの要請で事業体職員に同行し、応急復旧に従事するというのが従来のマニュアルにある応援の方法であります。これが通常の形態であります。今回は厚生労働大臣から直接当連合会会長のほうに連絡があり、工事業者単独でもよろしいから現地に赴いてほしいとの要請がありました。そのルートでの支援も行ったところです。この場合は熊本市管工事組合のもとで復旧作業にあたりました。また、素早い応援ができるよう、従来から資機材商社、建機メーカーとの協定を締結しております。右側のほうに大臣からいただいた感謝状を掲載しております。

続いて住民とのコミュニケーションにつきましては、資料にありますように、チラシを25万枚印刷配布し、全国の組合で、特に地元のイベントの参加、水道などの参加に使っております。このチラシは全管連ホームページから自由にダウンロードできるようにもしております。

続いて官民連携の推進につきましては、神奈川県営水道の箱根地区や、熊本の荒尾市水道など管工事組合がSPCに参画した事例を機関紙等に紹介するなどして全国での取り組みを促しておるところです。

このほか、73ページの右側にありますように、図書などの作成も行っておるところでございます。

最後に水道事業の基盤強化については、先ほど水団連さんからも報告がありましたが、全管連でも専門委員会やそれに先行する検討会に委員を派遣し、工事業界の立場から意見を述べさせていただきました。

今回の水道法改正で実現される指定工事店の更新制の円滑な実施に協力するとともに、引き続き技術、技能を向上させ、良質な給水装置工事を通して水道利用者のお役に立っていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 滝沢議長

どうもありがとうございます。

それでは、後半にご説明をいただきました4団体のご発表内容につきまして何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事の2つ目、各団体からのご発表というのを終了いたします。続きまして議事の最後、3番目ですが、その他につきまして何かございますでしょうか、事務局からお願いします。

○ 久保課長補佐

最後、その他ということで、特に資料はご用意しておりませんが、今般、法律改正の案を提出しております、これは今後の国会審議の中で通るかどうか、これから決まる話になりますが、水道法改正が成立すれば、今の法律案の中では、国は水道の基盤を強化するために基本方針を定めましょうということが書いてありまして、さらには都道府県はその基本方針に基づいて水道基盤強化計画を定めるということになっています。この基本方針というのが実は新水道ビジョンとかなり似たようなものなのかなというお話がありまして、今までのどんな法案にしましょうかという議論の中では、基本的には新水道ビジョンというのは今後基本方針に置きかわっていくのだからかねみみたいな議論もなされてきたところですが、現時点ではどうするかという方針はまだきちんと定まってないという感じであり

ます。そういったことも踏まえ、とにかく今後、我々の中では新水道ビジョン、あるいはそれにぶらさがっている都道府県のビジョン、水道事業ビジョン、そういったものの扱いをどうすべきなのかというのを考えなければいけないねという問題意識があるということと、それと併せて、まさにこの協議会とか、それから、地方自治体、水道事業者を集めてやっている地域懇談会についても、どんな扱いにしていくのか、少なくとも名前は変わるのでしょうし、開催するしないということも含めて、あるいは開催するならば、どういったテーマでやっていくのかというあたりも含めて、これから我々厚労省の中でまた考えていきたい、それについてしかるべきタイミングでご報告というか、会議の開催という形で報告になるのかもしれませんが、そういった形でまたお示ししていきたいと考えております。

ただ、基本的な方針としましては、国とこうした関係団体の間の情報交換、あるいは意見交換の場というのは何らかの形で今後もあったほうがいいのだろうなと考えております

し、それから、地域懇談会の話になりますが、我々国と水道事業者、それから、地方公共団体についてもなるべく密接に情報交換、意見交換を行えるような場というのをもっていききたいと考えております。特に自治体さんとの意見交換の場につきましては、これまで先進的な水道事業者の取り組み事例というのを情報共有したり、あるいは普段なかなかお付き合いのない水道事業者間での意見交換というような形をやってきたわけですが、それはなるべく今後も続けたほうがいいのかという話と、何よりも今般、都道府県が推進役となって広域連携を進めていきたいと思いますという話が入ってきましたので、これの例えば進捗状況の把握というのもありますし、都道府県さんもなかなか取り組みにあたってさまざまな情報がほしい、優良な取り組み事例を知りたいというようなこともあると思いますので、そういった意味での情報共有の場として、何らか自治体と国とでまた話をするような機会というのをもっていききたい、そんなふうと考えておるところであります。

ということで、この協議会、今後どうするのかというあたりにつきましては、現時点でこうしますという確固たる方針があるわけではないのですが、引き続き検討の上、また、ご報告していきたいと考えております。

以上です。

○ 滝沢議長

ありがとうございます。

新水道ビジョン並びに本推進協議会につきましても、今後、適宜見直しを進めていきたいというご説明でございましたけれども、何かご質問ございますでしょうか。

○ 粕谷専務理事

この協議会がどういう姿になるかはともかく、1つ提案というか、協議会として検討したらどうかと思っているのは、CPD制度ということであります。技術者の継続的な学習を促していく制度があるかと思うのですが、各団体それぞれいろいろ研修とかセミナーとかやっておられますが、そういうものの参加を促していくという観点からも、CPDの制度を立ち上げて、そういうところに参加した人はポイントを取得していく、それによって事業をする上で何らかのメリットが得られていくというような仕組みがあったら良いと思っています。建築系の技術者であるとかかなりそういう制度が普及しているので、水道関係の技術者についても何かそういうことができないのか検討してはいかかかなと思った次第であります。

○ 滝沢議長

ご意見ということでよろしいですか。

ほかにご意見も含めて何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日予定した議事、以上で終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 久保課長補佐

2時間近くにわたりましてどうもありがとうございました。

本日の資料につきましては、厚生労働省のホームページに例年どおり掲載していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、議事録につきましても、案を作成次第、皆様にご確認のお願いをさせていただきたいと考えております。

最後に、水道課長の宮崎よりご挨拶申し上げます。

○ 宮崎課長

宮崎です。本日の会議、遅参してまいりましてまことに申しわけありませんでした。

きょうもご説明がありましたように、水道法の改正に向けて今進めておりまして、与党手続が終わったあと3月7日に閣議決定をしていただきまして、同日付けで衆議院、参議院に提案を既にさせていただいているところです。審議の日程についてはまだ不透明なところがありますけれども、今、国会議員への内容説明に依然として回っておるところでして、ここに来る前もそういう形で回っておったところでもあります。大体の意見は、与党の関係者の方々は、いい法案です。ぜひともやったほうがいいよねというご意見と、今ごろこんなことをやっているのですかといわれる方もいらっしゃる、水道法はおくれていますね、おっしゃるとおりですといった弁解をしなければいけない先生といろいろあって、やらせていただいております。

きょうは法改正の内容についてもご紹介いたしましたし、皆様方の活動についてもご紹介いただいて情報共有ができたのではないかと感じた次第であります。

ただ、法律が改正になったとしても、別にそれで物事がすべて解決するわけでもなくて、先日、3月7日に全国の担当者会議というのがあったのですけれども、そのときにも申し上げたのは、まず自助ですよ、これは水同事業体皆さんが考えるべき話です。次が1人でできないのだったら共助ですよ、周りの人たちと助け合って考えてはどうですか。最後に国の支援なんですよ、順番を極力間違えないでほしいというような思いで多少話をさせていただいたところでもあります。

法律についても、32年の法律から大規模な改正というのはあんまりなくて、やっと維持管理とか、そういうところに重点を置いた改正を今回お願いしていますけれども、大体の方にはこれをお届けしているかと思えますけれども、今回、目的から変えておりますし、さまざまな改正をお願いしておるわけですがけれども、余り目立っていませんけれども、附則というところ、今回、最近の法律改正すれば必ず入るのですけれども、5年間で検討しなさいよというのもちろんと入っております。これまで16年ぶりの改正だとかいわれて、一体何をやってたのですかと次の人たちにいわれないように、私たちのラウンドはここまでしかできなかったけれども、次の人たちにちゃんと点検しながらやっていってほしいというメッセージも併せて残して、先輩方が何をしてくれたんだとあとでいわれるかもしれないけれども、そんな思いでやっているところでもあります。

専門委員会、あるいはその前の検討会からこちらにおいていただいている方々、本当に大変お世話になりました。滝沢先生をはじめ、専門委員会でも日水協、全管連、管工事組合、水団連、皆さん、お世話になりまして大変ありがとうございました。十分かといわれれば、まだ足りない面はあろうかと思えますけれども、私たちが頑張っただけでここまでできたので、ぜひこのバトンを次に、まだ通っていないうちからいっていただきますけれども、お願いしたいなという感じでもあります。

本日は本当にありがとうございました。また、私どももこれからについても、水道サービスが将来の世代にも持続可能な形で提供できるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○ 滝沢議長

お疲れさまでした。これにて終了いたします。

どうもありがとうございました。

—了—